

**レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム
(仮称)に係る取込・定型資料作成等システム用機器
の構築に係る入札仕様書(案)**

平成20年9月

厚生労働省保険局総務課

目 次

1. 調達目的	1
1.1 はじめに	1
1.2 用語の定義	2
2. 事業概要	3
2.1 事業の目的	3
2.1.1 分析内容	3
2.2 基本構想	3
2.2.1 第1フェーズの内容	5
2.2.2 第2フェーズの内容	6
3. 基本方針	6
3.1 本システムを構築するに当たっての基本方針	6
3.1.1 平成23年度に向けた拡張性の確保	7
3.2 業務・システムの概要	7
3.2.1 業務概要	7
3.2.2 システム概要	7
3.2.3 本システムの全体像	9
3.3 スケジュール	10
3.4 信頼性等要件	11
3.4.1 上位互換性要件	11
3.4.2 拡張性要件	11
3.4.3 システム中立性要件	11
3.4.4 事業継続性要件	11
3.4.5 信頼性要件	12
4. 調達概要	12
4.1 調達件名	12
4.2 調達内容	12
4.2.1 物品	12
4.2.2 役務	12
4.2.3 設置場所	12
4.3 調達範囲	12
4.3.1 本システムの責任分界点	12
4.4 契約	13
4.5 成果物	13
4.5.1 共通事項	13
4.5.2 成果物の修正等	14

4.5.3	プロジェクト推進に関する成果物	14
4.5.4	プロジェクト管理に関する成果物	15
4.5.5	設計・構築・テストに関する成果物	15
4.5.6	引継ぎに関する成果物	16
4.5.7	保守業務に関する成果物	16
4.5.8	その他の成果物	17
4.6	成果物の納入場所	17
4.7	検収	17
4.8	責任の所在	17
4.9	著作権等	18
4.10	機密保持	18
4.11	データ消去	18
4.11.1	データ消去作業	18
4.12	特記事項	19
4.12.1	政府・省庁規定への準拠	19
4.12.2	管理・調整・作業依頼	19
4.12.3	SLCP-JCF98 との対応	19
4.12.4	入札条件等	20
4.12.5	第三者委託	21
4.12.6	連絡先	21
4.12.7	設置場所の要件	21
4.12.8	環境配慮	23
5.	システム要件	24
5.1	システム全体構成要件	24
5.1.1	システム構成図	24
5.1.2	ハードウェア一覧	24
5.1.3	ソフトウェア一覧	24
5.1.4	ネットワーク構成	24
5.2	規模・性能要件	25
6.	全体管理業務	27
6.1	全体管理業務の基本方針	27
6.2	調達する全体管理業務の範囲	27
6.3	全体管理業務の体制	28
6.4	全体管理業務の内容	29
6.4.1	作業計画の作成	29
6.4.2	進捗管理	30
6.4.3	コスト管理	31

6.4.4	品質管理	31
6.4.5	人的資源管理	31
6.4.6	コミュニケーション管理	32
6.4.7	課題管理	32
6.4.8	構成・変更管理	33
6.4.9	リスク管理	33
6.4.10	セキュリティ管理（セキュリティ対策の基本方針を含む。）	34
7.	設計・構築・テスト業務	34
7.1	設計・構築業務	34
7.1.1	設計・構築・搬入実施計画の策定	34
7.1.2	設計	34
7.1.3	環境構築	35
7.1.4	テスト計画の策定	36
7.2	テスト	36
7.2.1	基盤総合テスト	36
7.2.2	基盤受入テストの支援	38
7.2.3	レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）開発業者が行うテストの支援	38
7.2.4	取込・定型資料作成等システム用機器の移設業務	38
8.	導入業務	39
8.1	本システム基盤への取込・定型資料作成等システム用ソフトウェア導入	39
9.	引継ぎ業務	39
9.1	引継ぎ計画書の作成	40
9.2	システム運用・保守業者への引継ぎ	40
9.2.1	引継ぎ対象者	40
9.2.2	引継ぎ方法	40
9.2.3	引継ぎの実施報告	41
10.	情報セキュリティ	41
10.1	基本要件	41
11.	保守要件	41
11.1	保守設計	41
11.2	保守業務	42
11.2.1	ソフトウェア保守及びハードウェア保守業務	42
11.2.2	ソフトウェア保守業務	42
11.2.3	ハードウェア保守業務	42
12.	妥当性証明	43

【参考資料】

レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）の開発に関する入札仕様書（案）

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/chotatu/database-system/index.html>

1. 調達の目的

1.1 はじめに

平成 17 年 12 月 1 日に政府・与党医療改革協議会で取りまとめた医療制度改革大綱により、「医療保険事務全体の効率化を図るため、医療機関等が審査支払機関に提出するレセプト及び審査支払機関が保険者に提出するレセプトについて、平成 18 年度からオンライン化を進め、平成 23 年度当初から、原則としてすべてのレセプトがオンラインで提出されるものとする。その際には、データ分析が可能となるよう取り組む。」とされた。

また、平成 18 年 1 月 19 日には、IT 戦略本部が IT 新改革戦略を決定し、「遅くとも 2011 年度当初までに、レセプトの完全オンライン化により医療保険事務のコストを大幅に削減するとともに、レセプトのデータベース化とその疫学的活用により予防医療等を推進し、国民医療費を適正化する」ならびに「レセプトデータの学術的(疫学的)利用のため、データベースの整備及び制度的対応等を 2010 年度までに実施する」とされている。

これらを踏まえ、平成 19 年 3 月 27 日に策定した厚生労働省(以下「当省」という。)による「医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン」(以下「グランドデザイン」という。)において、レセプトオンライン化のための取組として「平成 20 年度末までに、全国規模でのレセプトデータの収集、分析のための体制を構築し、平成 21 年度からレセプトデータの収集・分析を段階的に実施し、平成 23 年度から当省において全国規模でレセプトデータを収集し、分析・公表を実施」する旨を明示したところである。

一方、「健康分野」においても、「平成 19 年度から、全国的規模で収集・分析すべき健康情報及び収集の仕組みについて検討を開始」し、「平成 20 年度から開始される保険者実施の健診・保健指導において、健診情報の電子的収集を開始することとし、「平成 21 年度には、引き続き、健康情報を電子的に収集するとともに、全国的にデータを収集して、疫学的に活用できるような方策について検討を進める」旨明示している。これを受け、全国規模でのレセプト情報及び健診・保健指導情報を電子的に収集し、医療費動向及び疾病状況等の把握並びに診療報酬改定への検討等、レセプト情報や健診・保健指導情報の有効活用を図るためのデータベースを平成 20 年度中に構築することとする。

レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム(仮称)に係る取込・定型資料作成等システム用機器の構築に係る入札仕様書(案)(以下「本仕様書」という。)は、レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム(仮称)のサブシステムである取込・定型資料作成等システムを稼働させるために必要なハードウェア・ソフトウェア等で構成する基盤の構築業務に係る仕様書である。